

将来にわたって安全でおいしい水をお届けするために

今後の水道料金の課題について

今回、水道料金の制度を見直すにあたり、令和元年 度~令和5年度の水道事業に必要な費用「総括原価」 を算定し、料金単価を設定しました。

令和6年度以降については、次の5年間で必要とな る総括原価を算定し、検証したうえで料金改定の必要 性を判断していきます。

【今後の料金改定における課題】

✓小口径の適正な総括原価に基づく 料金単価の設定

お客さまの約99%を占める小口径では、基本水量 の廃止に伴う水道料金の変動をできる限り少なくす るよう単価を設定したため、小口径の適正な原価に 基づく料金単価の設定が今後の課題です。

√従量料金単価の見直し「逓増度の緩和」

従量料金では、他の多くの自治体と同様に、使用 水量が多くなるに伴い1㎡あたりの単価が高くなる 「逓増制」を採用しています。

逓増制とは、急激な人口増加、高度経済成長に 対応し、大量に水を使用する事業者の水道使用の 抑制を図ること等を目的として、全国的に導入された 制度で、本市では昭和51年に導入しました。現在、 これらの導入当初の目的が薄れてきているため、 使用水量による単価の差を少なくしていくことが、 課題となっています。

総括原価とは?

公共料金等を決めるうえで用いられる用語で、水道 事業においては、水道水を安定してお届けするために 必要な費用の合計額です。

水道料金総収入額

総括原価

水道事業に必要な費用

営業費用	資本費用
人件費、薬品費、動力費、 既存の水道施設(浄水場・ 配水場・水道管など)の 維持管理費 など	施設の建設改良など

水道事業に必要な費用を適正に算定し、「総括原価」 と「水道料金総収入額」が同額となるよう料金単価を 設定することで、健全な経営のもと、安定した水道事業 運営が成り立ちます。

本市では、適正な料金水準を見極め、料金改定の可否 を定期的(5年ごと)に判断していきます。

枚方市上下水道局

〒573-1030 枚方市中宮北町20番3号

TEL: 072-848-4199 FAX: 072-848-6508

口径及び水量に応じた料金早見表、新たな制度の詳細などは、 枚方市上下水道局ホームページをご覧ください。



https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000019300.html

発行:令和2年12月



枚方市上下水道局は、安全でおいしい 水道水を将来にわたってお客さまにお届け するため、令和3年4月から水道料金等の制度 を変更します。現在の水道料金の制度は、 昭和51年から変更していないため、今日の 人口減少に加え、単身世帯の増加、節水意識 の向上など、時代の変化に対応する必要が あります。今回、右に挙げる3つの観点から 制度の見直しを行いましたので、お客さまの ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいた します。



3つの主な変更点

口径別料金の導入

現在、一律でお支払いいた だいている基本料金を、口径 の大きさに応じた料金に変更 します。

基本水量8㎡の廃止

1ヵ月の基本料金に含まれ ている8㎡の基本水量を廃止し、 使用いただいた水量分のお支 払いに変更します。

下水道使用料の変更

水道料金制度の変更に合わせ、 1ヵ月の基本使用料に含まれ ている8㎡の基本水量を廃止 します。



口径別料金の導入

現在、水道の使用の有無に関わらずご負担いただいている1ヵ月の 基本料金は、全ての口径で一律692円ですが、令和3年4月以降は 口径の大きさに応じた料金となります。

変更の理由

口径が大きいほど、一度に多くの水を 使うことができるため、それを支える水道 施設への負担も大きくなります。施設の 維持管理において公平性の観点から口径 の大きさに応じた料金を導入します。

お客さまの約99%を占める小口径の基本料金は32円安く

<現行>		<令和3年4月以降> ※表記はいずれも税扱		
全口径一律	-	小口径 (13mm・20mm・25mm)		大口径
		660 円 32円値下げ	40mm	5,486円
			50mm	9,957円
692₅			75mm	27,051円
			100mm	55,164円
			150mm	157,319円

※上記は一般用の基本料金の変更内容です。従量料金も口径に応じた料金表に変更します ※浴場用·臨時用は現行通りです。

Q_@A

使用している口径の大きさを 知りたいのですが。

検針時に投函させていただいております 「ご使用水量等のお知らせ」(右写真)に記載 しています。なお、「020」という記載の場合 は口径が「20mm」を意味しています。



2 基本水量8㎡の廃止

現在、1ヵ月の基本料金に含まれている8㎡の基本水量を廃止し、 小口径は1㎡~8㎡の単価4円/㎡を新設します。これにより使用 水量分のお支払いとなり、1ヵ月8㎡未満の場合、4円~32円の 値下げになります。また、この廃止に伴う減収分を補うため、9ml以上 の水量区分の単価は現行よりも1円値上げいたします。

変更の理由

基本水量は水道が現在ほど普及してい ない時代、生活に最低限必要な水量を基 本料金に含めることで、水道の使用を促 し、健康を守るために全国的に導入され ました。水道の使用が当たり前になった現 在では、導入の役割は果たしたものと考 えられます。

692円

となります。

1ヵ月8㎡の場合、 現行と同額の692円

<現行>

基本料金 水量8㎡を含む 692円 従量料金 使用水量9㎡から

<令和3年4月以降>

660円

水量1㎡~8㎡の単価4円/㎡を新設

使用水量1㎡から

※表記はいずれも税抜

下水道使用料の変更

現在、下水道の1ヵ月の基本使用料に含まれている8㎡の基本水量を 水道料金制度に合わせ廃止します。下水道使用料では1ヵ月8㎡未満の で使用の場合は4円~32円安く、8m以上の場合は現在と同額となります。



<現行>

<令和3年4月以降>

基本使用料		800円	768円
分旱店田料	水量 1 ㎡~8㎡の単価	_	1 ㎡あたり4円を新設
従量使用料	水量9㎡以上の単価	現行	通り

※浴場用は現行どおりです。

※表記はいずれも税抜

●新しい水道料金は、令和3年4月1日以降のご使用期間分から適用されます。

		偶数月	4月検針分	2月11日~3月31日	旧料金
	隔 月		(例)2月11日~4月10日	4月1日~4月10日	新料金
	隔 月 検 針	奇数月	5月検針分	3月11日~3月31日	旧料金
			(例)3月11日~5月10日	4月1日~5月10日	新料金
	毎月検針		4月検針分	3月22日~3月31日	旧料金
	毋归	作央並	(例)3月22日~4月21日	4月1日~4月21日	新料金

● 小口径の使用水量1ヵ月あたり20㎡の水道料金比較

	<現行>			
基本料金		基本料金	692円 基本水量8㎡含む	
従	عل ر	1 m~8 m	0円 ①	
促量料金	水量区分	9m~10m	単価104円/㎡×2㎡ =208円 ②	
		11m~20m	単価117円/㎡×10㎡ =1,170円 ②	
水道料金		水道料金	基本料金+①+②+③ = 2,070円	

<令和3年4月以降>

660円 基本水量を廃止
単価4円/㎡×8㎡ =32円A
単価105円/㎡×2㎡ =210円®
単価118円/㎡×10㎡ =1,180円©
基本料金+A+B+C =2,082円

1ヵ月当たり 12円の増加

用しています。

使用水量に当たる従量

料金は、水量区分に応 じて単価を設定してい ます。また、使用水量が 多くなるに伴い、単価が 高くなる「逓増制」を採

※表記はいずれも税抜

[※]大口径のお客様には変更内容について別途郵送でお知らせしています。